

大阪損保革新懇ニュース

大阪損保革新懇事務局
 大阪市中央区道修町3-3-10
 日宝道修町ビル3F
 06-6232-1095

消費者ニーズに反する「代理店制度」の改革を！ 「代理店プロジェクト」近畿財務局と交渉

『顧客第一』で健全な損保産業をめざす代理店有志(代理店プロジェクト)は、3月17日、近畿財務局に「代理店手数料ポイント制度」の抜本的改革を求める要請書を提出していましたが、4月8日に再度訪問し、その回答を受けました。

近畿財務局、金融監督第三課(保険)の上席調査官からは、今回の「提言」についてはきちんと受けとめ、金融庁の担当者に報告する旨の回答がありました。質疑応答は以下の通りです。

近畿財務局の回答

金融第三課の上席調査官は、冒頭次のように述べました。

近畿財務局局長が金融庁長官から権限委任されている事項は、代理店の登録事務と保険募集行為に関する監督等限られたものとなっている。それ以外の一般的な保険会社に対する監督権限というのは金融庁にある。

ただ、代理店手数料ポイント制度を含め、保険会社と代理店との間で代理店手数料をどのように決定するかという点については、保険会社の経営判断のもとで行われている事項であり、監督当局として指導することはできない事項であることをご理解いただきたい。

「手数料ポイント制度」は消費者問題

出席した「代理店プロジェクト代表」は、「手数料ポイント制度は各社の経営判断である」という近畿財務局の見解に対して次のとおり反論しました。

損害保険募集の90%以上を代理店が行っている。そして、大半の契約者が、保険会社ではなく代理店を選んで契約を行っている。手数料ポイント制度のせいで、地域に密着したすぐれた代理店がやっていけないとなれば、結局、そのしわ寄せは契約者、つまり消費者に行くことになる。だから、この問題は損保会社の単なる政策の問題ではない。消費者問題だ。

金融庁の責任

また、金融庁の責任についても言及しました。

この制度には金融庁が大きく関わっている。制度導入時、金融監督庁(当時)は「代理店手数料の設定方法は、基本的には、損保会社と代理店が、自由競争の中で、消費者のニーズに対応しつつ、主体的に決めるべき事項」



近畿財務局と交渉する要請団

だと言っていた。しかし、手数料決定に代理店の自主性や主体性などかけらもない。また、この制度のどこに「消費者ニーズ」があるのか。代理店の損害率でポイントが決められる、これこそ消費者ニーズに反しているのではないか。

この制度は、当初金融(監督)庁が想定していた趣旨には沿っていない。だとすれば、改善するよう指導すべきではないか。あるいはやめさせるべきではないか。

改正保険業法の趣旨とは合致しない

さらに、後継者育成、改正保険業法との関連で次のように述べました。

代理店に若い社員を入れないといけない。いろんな先行投資も必要だ。しかし、収入保険料が去年に比べて減ったから手数料下げますということで、はたして未来永劫代理店経営ができるのだろうかと不安を感じている。

手数料ポイント制度と改正保険業法についても一度考えてもらいたい。新たな意向把握など業法改正に伴って代理店のやるべき仕事が増えてくる。こうした顧客重視という保険業法の趣旨と手数料ポイント制度がはたして合っているのかどうか、金融庁を含め関係先にぜひ伝えてほしい。

(P.2へつづく)

(P・1からのつづき)

未来永劫若い人たちが募集行為ができるように、また若い人たちが未来永劫消費者を守っていける産業にしたいというのが私たちの要望だ。

金融庁指導の視点は「契約者重視」

代理店代表の発言を受け、調査官は以下のとおり回答しました。

「お客さまが必要とする保険がお客さまの手元に届くということ、これが一番大事なことです。その点で、保険会社、また募集人さんがどうなのかという目線で我々はやっていますところですよ。」

今回、お客さまの手元にお客さまの欲する保険が届くようにするためには、代理店手数料ポイント制度のこういうところがおかしいのではないかと、という提言を具体的にいただきましたので、我々の方としても受けとめさせていただいて、金融庁の保険会社指導を主に行っている担当の者に、「こういう実態だというご意見がある」ということを伝えさせていただきます」。

「手数料ポイント制度」の本質

最後に代理店代表は、この問題の本質が消費者マターであり、金融庁マターであることをあらためて強調し、金融庁の責任での抜本的な改善を求めました。

それに対し、近畿財務局調査官は、「“手数料ポイント制度はそもそも金融庁の問題だ”というご意見もあることも踏まえ、金融庁には伝えさせていただきます」と回答しました。

「戦争法廃止署名」

損保で4,239筆に！

安倍自公政権によって2015年9月19日に「成立」した「戦争法」が3月19日施行されました。私たちは「戦争法の廃止を求める」2000万人署名こそ大きな力となると考え、1月から目標3000筆をめざして会員のみなさんによびかけ取組みを始めました。

3月末に3000筆を突破したことを前号でご報告しましたが、4月25日最終集約で4,239筆に達しました。会員のみなさんのご奮闘に心から敬意を表します。

5月3日（憲法記念日）には全国の到達が明らかになります。扇町公園「おおさか総がかり集会」に会員こそって家族つれで参加しましょう。

関大前で宣伝行動

「小畑裕久さんの職場(損保ジャパン) 復帰を実現する会」

新たな取り組みとして関西大学の学生向けに宣伝行動を行いました。学生に向けては初めての取り組みです。

学生就職人気の上位に位置する損保ジャパン日本興亜の退職強要、法律違反の残業料不払いの実態、介護を儲けの道具として位置付けている経営方針を中心にマイクとビラで宣伝を行いました。

「関西大学の学生のみなさん」とよびかける関大生向けのビラと小畑リーフをセットにして、休暇を取得して参加した現役の仲間とOBが、若い学生に向けて配布しました。小畑リーフには関西大学名誉教授の森岡孝二さんのコメントもいただいております。そのことも紹介しました。

関大前駅は文字通り関西大学最寄りの駅で、降りてくるほとんどの人が関西大学の学生です。建物もあまりないので横断幕、ノボリもしっかり見てもらうことができ、マイクも使って私たちの思いなどを伝えました。



5.3おおさか総がかり集会 憲法こわすな！

戦争法を廃止へ！

とき 5月3日〔火・憲法記念日〕

午後1時半開会

大阪損保革新懇の旗（青色）

の下にお集まりください。

集会終了後パレード

ところ 扇町公園

主催 5・3おおさか総がかり集会

実行委員会